

山口県災害時広域受援計画 《概要版》

平成29年3月

山 口 県

山口県災害時広域受援計画 《概要》

- ▶熊本地震では、発災当初から熊本県及びカウンターパートとなった御船町を支援し、大規模災害時の膨大な災害対応業務を実施するため、県外からの広域的な応援の必要性及び応援を受ける側が予め体制を整備することの重要性を改めて認識
- ▶全庁的な受援調整体制の下、応援職員が円滑に業務を実施し、支援物資が避難所までスムーズに行き届く体制を整備することにより、全国からの支援をより効果的なものとし、迅速な被災者支援に活用
- ▶派遣職員等を通じて得られた多くの貴重な教訓を踏まえ、本県において大規模災害が発生した場合を想定した「山口県災害時広域受援計画」を策定するとともに、市町による受援計画の策定を促し、本県防災対策を強化

《構成》	I 総則	II 受援体制	III 人的支援の受入れ
	IV 物的支援の受入れ	V 研修・訓練等の実施	VI その他

I 総 則

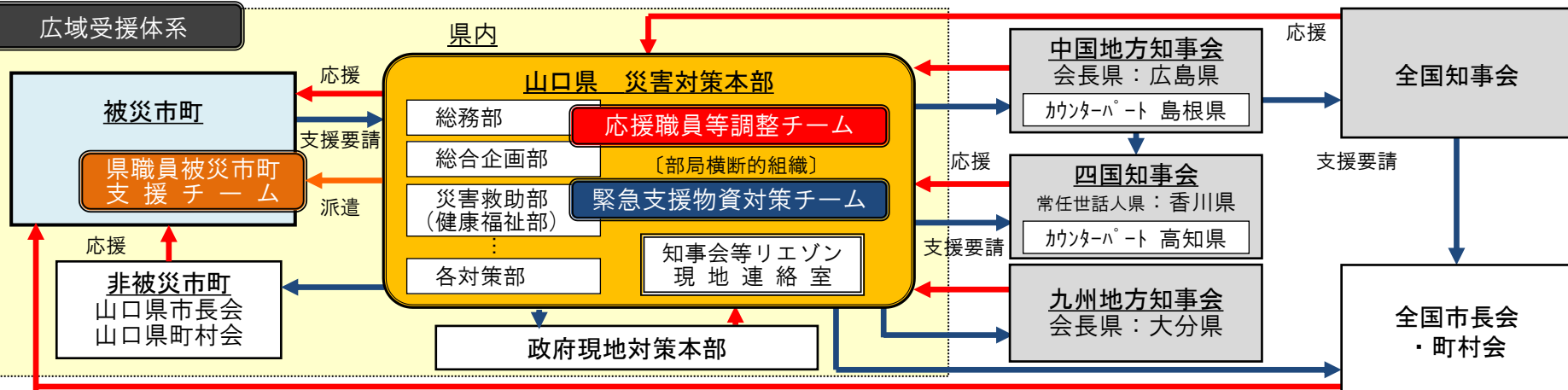
目 的

大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を速やかに要請し、円滑に受け入れるために必要となる体制等を定め、迅速かつ効果的な被災者支援を実施

基本的な考え方等

- ・山口県業務継続計画（BCP）と整合性を図った上で、行政機能の維持や物資を避難者に届けるための人的・物的支援を対象
- ・市町も含め県全体として総合的に調整するものとし、災害の初動期に業務が逼迫する市町への支援を重視
- ・初動期（3日間）から応急対応・復旧期（～1ヵ月）までを想定

広域受援体系



Ⅱ 受援体制

受援調整 組 織

- ・災害対策本部内に県外からの広域的な職員及び緊急支援物資の受入れを統括・調整するチームを設置
- ・各チームにおいては専任職員を明確化し、原則、複数の担当者を配置

応援職員等 調整チーム (人的支援)

災害対策本部の総務部を中心に応援職員等を調整する部局横断的組織を設置

〔リーダー〕 総務部次長（災害対策本部会議出席）

〔役割〕 応援職員の必要数把握・要請・受入の県内市町、知事会等との調整等を担当

〔担当課〕 人事課、防災危機管理課・消防保安課、政策企画課、市町課、関係部局主管課（技術職員）

緊急支援 物資対策 チーム (物的支援)

・災害対策本部の災害救助部を中心に緊急支援物資を一元的に処理する部局横断的組織を設置

〔リーダー〕 健康福祉部次長（災害対策本部会議出席）

〔役割〕 ・支援物資の調達・提供・輸送等に係る市町、各知事会、協定事業者等との連絡調整を担当
・企業等からの義援物資の受付や市町への配分調整

〔担当課〕 厚政課、防災危機管理課・消防保安課、物品管理課、政策企画課、道路整備課、
広域輸送拠点関係事務所（消防学校、山口きらら博記念公園等）等

・県庁及び広域輸送拠点に協定により物流事業者の作業指揮者を配置（県トラック協会、県倉庫協会）

被災市町 支 援 チ ャ ーム

被災市町の災害対策本部運営等の初動対応を支援する県職員派遣チームにおいて、市町における応援職員や支援物資のニーズを把握し、受援調整を支援（防災業務経験者等）

防災業務等経験者の活用

業務が集中する防災危機管理課・消防保安課、厚政課等を円滑に機能させるため、予め防災業務等経験者を登録し追加配置

広域応援要請の手順等

- ・中国・九州・全国の各知事会及び国への要請先・手順を明記
- ・必要に応じて、市町カウンターパート方式の適用を要請

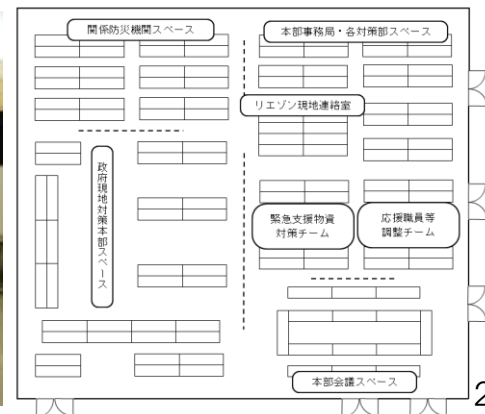
経 費 負 担

区 分	負担の考え方
災害救助法の対象経費	県負担
災害救助法の対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣自治体に特別交付税措置（実経費の5～8割） ・残部分は原則として要請自治体の負担となるが、各種協定等に基づき協議

受援関連業務スペース等の確保

- ・必要に応じ災害対策本部を職員ホールに設置
- ・本部内に政府現地対策本部、知事会等リエゾン現地連絡室のスペースを確保

職員ホールイメージ



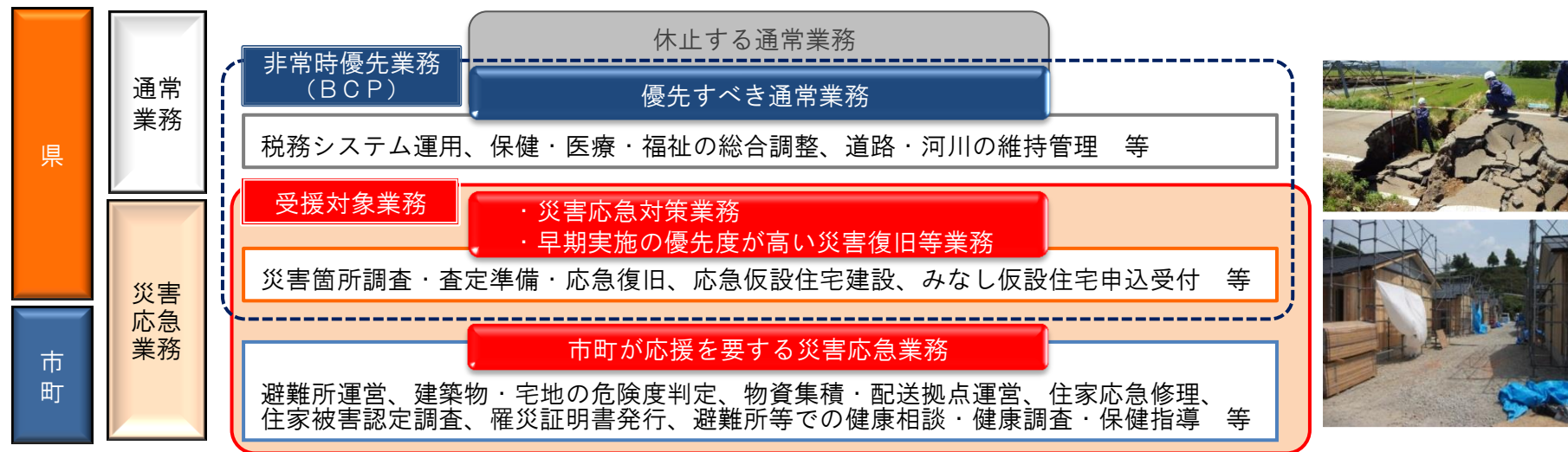
Ⅲ 人的支援の受入れ〔応援職員等調整チーム〕

基本的な
考え方

- 〔実効性の確保〕 ・ 「応援職員等調整チーム」の行動マニュアル、受援対象業務毎の業務マニュアルを予め作成し、対象業務毎に責任者を決定
- 〔迅速な把握と要請〕 ・ 発災後は被害の全容が把握できない場合であっても、災害の規模等を踏まえ、応援要請の必要性をできるだけ早期に判断し、要請先との調整を開始
- 〔中長期化に備えた対応〕 ・ 受援後は県内市町の対応状況等を把握し、派遣の終了や短期派遣から中長期派遣等への移行を見据えた調整を実施

受援対象
業務

- ・ 県業務継続計画（BCP）に定める非常時優先業務のうち応援を必要とする業務
- ・ 県内市町が応援を要する災害応急業務



応援必要
人数等の
把握

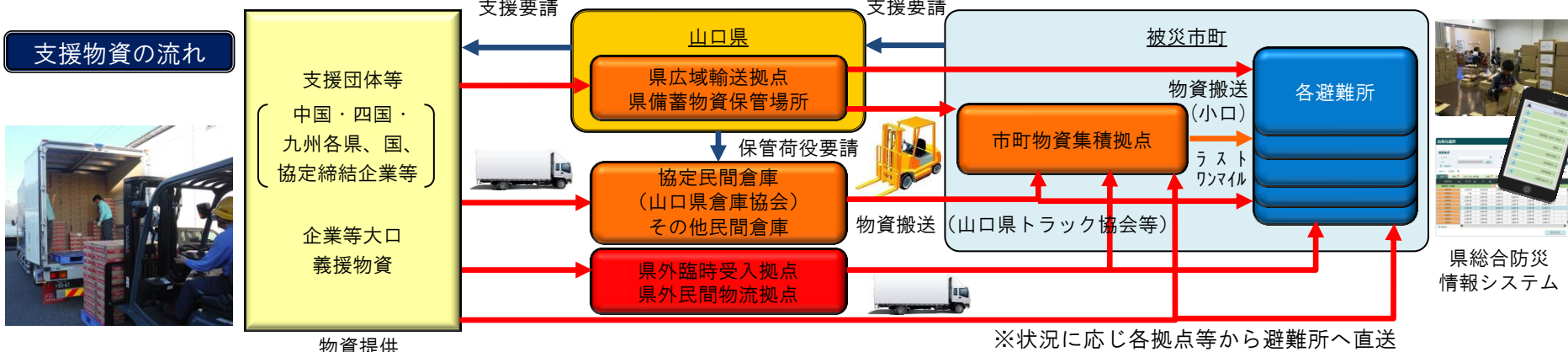
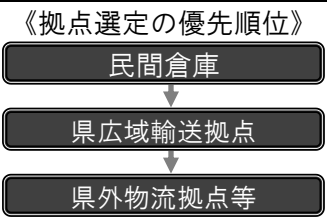
- ・ 各部局において応援者の職種等を明確にした上で、必要業務・人数を決定し、主管課を通じて応援職員等調整チームに報告
- ・ 被災市町における応援職員の必要人数等については、被災市町支援チーム等を通じて状況を把握
- ・ 被災市町への応援職員は、県及び県内市町からの応援を優先して調整した上で、不足する人員を関係知事会等へ要請

便宜供与

- ・ 短期応援職員については、応援側での宿泊施設の確保、食料・水等の準備を要請した上で、宿泊施設が手配できない場合は庁内の共用会議室等を提供
- ・ 応援が想定される業務は、予め応援職員のための執務スペース等を検討

IV 物的支援の受入れ〔緊急支援物資対策チーム〕

<p>基本的な考え方</p>	<p>〔 備蓄の推進 〕 ・各家庭で最低3日、できれば1週間分の食料等備蓄を推進 ・県は市町を支援するため、協定による流通備蓄の調達体制を強化</p> <p>〔プッシュ型・プル型による支援〕 ・発災当初は必要に応じプッシュ型支援を実施し、早期にニーズに応じたプル型支援へ切替え</p> <p>〔 義援物資の受入れ 〕 ・義援物資は企業等の大口の物資を優先して受け入れ、各市町の要望に応じて配分 ・個人へは義援金による支援を積極的に呼びかけ、物資は被災地が真に必要なものに限定</p>
<p>必要物資の把握と要請</p>	<p>・ 県総合防災情報システムを通じて市町の在庫・必要量、支援要請を管理し、県において広域支援を要請</p> <p>・ 国へは物資調達・輸送調整等支援システムを通じて要請し、輸送状況を管理</p>
<p>物資集積・輸送拠点の開設・運営</p>	<p>・ 発災当初から協定に基づき山口県倉庫協会へ要請し、民間倉庫の活用を検討</p> <p>・ 利用状況等で直ちに活用できない場合、県有施設等の広域輸送拠点を開設 [優先候補] 消防学校屋内訓練棟、山口きらら博記念公園多目的ドーム、下関港新港ふ頭岸壁上屋（下関市港湾局管理）</p> <p>・ 民間倉庫の活用が可能となった段階で、直ちに拠点を移行</p> <p>・ 県内拠点が活用できない場合には近隣県や関係運輸局に要請し、県外に物資集積・輸送拠点を確保</p>
<p>輸送手段緊急輸送道路等の確保</p>	<p>・ 協定に基づき山口県トラック協会に要請し、確保が困難な場合は自衛隊へ災害派遣を要請</p> <p>・ 市町物資集積拠点から避難所までの輸送手段を確保するため、県は大手運送事業者と協定締結を推進</p> <p>・ 緊急輸送道路の検討において協定に基づく民間倉庫を考慮</p> <p>・ 予め把握する脆弱箇所を中心に被害状況を調査、国・市町道の被害状況を集約し、輸送ルートを選定</p> <p>・ 協定に基づき山口県石油商業組合に燃料の確保を要請し、確保が困難な場合は国に要請</p>



県総合防災情報システム

V 研修・訓練等の実施

人的支援

- ・被災市町支援チーム及び市町で応援職員のマネジメントが想定される職員を対象に研修を開催
- ・市町職員を支援するため、住家被害認定調査等の実践的な研修機会を提供

物的支援

- ・県トラック協会、県倉庫協会等関係団体との連携を強化するため、民間倉庫を活用した訓練を実施
- ・毎年度、救援物資の情報を管理する県総合防災情報システムの研修を実施

VI その他

市町受援 計画の 策定促進

国が策定するガイドラインに基づき、県の受援計画との整合性を図った上で、全市町が早期に受援に係る計画を策定するよう支援

自助・共助 の推進

市町が復旧等に必要な行政事務を実施する上で必要となる、住民による自主的な避難所運営やNPO、ボランティア団体等との連携体制の構築を支援